

平成 2 9 年 2 月 8 日

於 ・ 1 0 0 2 会議室（1 0 階）

第 1 0 4 0 回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）認定放送持株会社の認定について	
（諮問第2号）	1
（2）日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付 する総務大臣の意見について	
（諮問第3号）	5
3. 閉 会	19

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

情報流通行政局の職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

（１）認定放送持株会社の認定について（諮問第２号）

○吉田会長 それでは、諮問第２号「認定放送持株会社の認定について」につきまして、藤田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○藤田地上放送課長 近畿広域圏を放送対象地域とします毎日放送から、認定放送持株会社の認定に係る申請があり、審査の結果、関係法令に適合していることから、認定を行うこととしたいと、こういうことでお諮りいたすものでございます。

資料につきましては、４ページ目の資料から、委員限りの資料でご説明させていただきます。

では、５ページを開いてください。まず、認定持株会社の制度の概要についてご説明させていただきます。この制度は、経営の効率化、経営資金を容易にするといったメリットを有する、いわゆる「持株会社によるグループ経営」を放送事業の経営の選択肢として設けるため、平成１９年の放送法改正により導入されたものでございます。１以上の地上系の基幹放送事業者を子会社とし、２以上の基幹放送事業者を関係会社とする会社について、認定を受けることが

できることとしております。

認定を受けることによる法的効果につきましては、マスメディア集中排除原則の緩和、これは認定放送持株会社の場合、放送対象地域の数合計が12以下であれば関係会社として持つことができることになります。それから、2つ目の、外資規制の当該持株会社への直接適用。放送事業者と同様に、持株会社に外資規制を直接適用され、外国人等による議決権の5分の1以上の保有が制限されること、それから、認定放送持株会社への議決権保有の制限。ある一の者がこの持株会社について議決権を持とうとする場合には、原則として3分の1以下までという制限がかかる、といったことがございます。

続きまして、これまで認定された事案でございますが、最初に認定を受けたのは、平成20年のフジ・メディア・ホールディングス。いわゆる民放キー局はこの後順次認定を受けまして、その後、キー局以外でも、中京広域圏の中部日本放送、福岡のRKB毎日放送が認定を受けております。今回はこれに続く8件目の申請でございます、在阪準キー局では初めての事案となります。

次の6ページが全体の概要になります。

続きまして、7ページ、今回の申請の概要でございます。現在、地上テレビ局とAMラジオを兼営している毎日放送は、子会社として衛星放送のGAORAがあり、ほか、10%超の議決権を保有するFM802という県域のFM局があるという体制になってございます。認定を受けた後の体制は、この毎日放送が持株会社に移行し、MBSメディアホールディングスと商号変更、また、放送局の免許を昨年7月設立済みの分割準備会社に承継し、当該子会社が株式会社毎日放送と商号変更、持株会社のもとに新・毎日放送とGAORAが子会社、子会社以外の関係会社としてFM802、そのほか、放送事業者以外の子会社として番組制作や音楽関係の会社が傘下に置かれることになります。

毎日放送は、今般の認定放送の持株化の目的につきまして、グループとして

今後さらなる成長を果たしていくため、放送メディアを取り巻く環境の変化に対応する体制を整えることを重要と判断し、より強固な経営基盤を確保し、放送事業に集中するほか、新たな経営・事業の展開を見据える体制として認定放送持株会社体制を導入するとしております。

具体的に申し上げますと、スマホの普及やインターネットサービスの充実で国民・視聴者を取り巻くメディア環境は、ご案内のとおり、大きく変化しているところでございまして、放送業界にあっても4K・8Kによる新たな衛星放送が計画されている状況がございます。これを踏まえまして、今後、毎日放送としましては、関連する新規事業への展開や外部リソースの活用を視野に入れながら、放送をコアとしつつ事業領域を広げていきたいと。そのためのグループとしての体制整備を行っていききたいと。そういったこととございます。

続きまして、審査項目、審査結果についてご説明いたします。9ページをご覧ください。ご覧のような項目が審査項目でございます。

まず1つ目の、「1以上の地上基幹放送事業者を子会社とし、又はしようとする会社であって、2以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするものであること」につきましては、地上基幹放送事業者である株式会社毎日放送を子会社とし、基幹放送事業者である株式会社毎日放送、株式会社G A O R A及び株式会社F M 8 0 2を関係会社としようとするものであり、要件を満たしてございます。

次に、「持株会社が株式会社であること」、それから次の、申請対象会社、これは持株会社のことでございますが、「申請対象会社が基幹放送事業者ではないこと」にも該当しております。

その次の、「申請対象会社の総資産に占める放送関連資産の割合が常時50%を超えること」これにつきましては、審査の結果、数字としましては90.292%ということで要件を満たしてございます。

それから、申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。
本件につきましては、初年度から黒字化を見込んでおり、満たしてございます。

以下、欠格事由、外資規制に抵触しない、あるいは電波法、放送法の処罰歴はない、そういったことはいずれも該当いたしません。

ということでございまして、本件の申請は、審査項目を満たしているということから、認定を行うこととしたいと存じます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○林委員 本件の本題とは直接関係ないのですが、6ページのところの参考資料ですが、昨日、たまたま報道発表をインターネットで拝見しておりますと、テレビ朝日ホールディングスが地方局3社を持分法適用関連会社化すると報道されておりました。そうなりますと、今後、このテレビ朝日ホールディングスをトップにぶら下がっているツリー図に、静岡朝日テレビ、東日本放送、福島放送の3社が加わると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○藤田地上放送課長 テレビ朝日ホールディングスは、現在、100%議決権でテレビ朝日とBS朝日とCSワンテンが傘下にある状況でございますが……。

○林委員 系列局として、この図にプラスされるということですね。

○吉田大臣官房審議官 そのとおりです。新たに3社が持分法適用会社となっておりますが、これまで約19%の株式をそれぞれ保有しておりました。それが、別のテレビ朝日の関連会社が持っていた株式をテレビ朝日本体が取得することによりまして、それぞれ30%前後の持分になるということです。

○林委員 テレビ朝日ホールディングスは3社の株式を追加取得するということですね。

○吉田大臣官房審議官 はい。そういう意味で、現在既に関係会社ですが、持

分法対象会社になるという形になります。この認定放送持株会社の構造の中で
のやりくりということになります。

○林委員 この点について、電監審の諮問事項にはなるのでしょうか。

○吉田大臣官房審議官 いえ、それは 아닙니다。

○林委員 わかりました。ありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申
を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがと
うございました。

(2) 日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見について(諮問第3号)

○吉田会長 次に、諮問第3号になりますが、「日本放送協会平成29年度収
支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について」につきまし
て、鈴木放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○鈴木放送政策課長 放送政策課の鈴木でございます。よろしくお願いいたし
ます。

平成29年度NHK予算に付する総務大臣意見についてお諮りするものでご
ざいます。お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思いま
す。

この大臣意見案をご説明させていただく前に、まず全体のスケジュールとN
HK予算のポイントを先にご説明させていただきたいと思います。今年の1月

17日にNHKから総務大臣に対して予算が提出されました。これまでの間、与党手続等を進めてまいりまして、本日、2月8日に電波監理審議会に諮問をさせていただきまして、ご審議いただくものでございます。この後、答申をいただきまして、予算に大臣意見を付した形で答申後に内閣において閣議決定の上で国会に提出するという放送法上の手続になってございます。

続きまして、29年度NHK予算のポイントについてでございます。収入については、受信契約件数の増加等で受信料収入134億円増加ということで、事業収支差金が98億円の黒字予算を見込んでおります。そして、支出面につきましては、国内放送の報道やコンテンツの充実、国際放送の強化、それから4K・8K、インターネット活用業務の拡充等に配分を行いまして、事業支出は前年度比で83億円の増加ということでございます。

具体的には、事業収入が7,118億円、支出が7,020億円ということで、事業収支差金、企業でいえば利益に当たる部分が98億円ということでございます。

この要因といたしましては、28年度予算及びそれから28年度見込では受信料の支払率が78%になっておりますが、29年度予算におきましては、経営計画の3カ年計画で目標を設定しました支払率80%の達成を目指すということで、80%を見込んでおりますので、事業収入が伸びているという状況でございます。

続いて、受信料収入の推移でございます。平成17年度から伸びてきておりまして、29年度は受信料収入が最高の水準に達しているという状況でございます。

また、国内放送番組の充実ということで、昨年比べて31億円の増。国際放送についても海外発信の強化ということで、7億円の増となっており、

4K・8Kにつきましては、平成30年開始予定の実用放送に向けたコンテ

ンツ開発や技術検証に取り組むということで、40億円の増。また、資本収支においても、設備投資について104億円を4K・8K関連の建設費として見込んでおります。

次に、インターネット活用業務については、国内テレビ放送の同時配信の試験的提供を実施しております。また、「NHKスポーツ」アプリ等の充実を図るということで、9億円の増の予算になってございます。

また、渋谷の放送センターの建替については、渋谷の放送センターは建設後50年近くたっておりまして、建替の計画が昨年の8月末に公表されております。その建替の計画におきましては、建物に1,700億円、それとは別に放送設備の整備については1,500億円かかるということで、建設費1,700億円についてはこれまで建設積立資産に毎年積んできておりましたけれども、28年度末見込で1,707億円に達するということで、放送センターの建物工事費相当分が積み上がった形になっております。それを踏まえまして、先ほど全体の収入と支出で申し上げました事業収支差金98億円については、財政安定のための繰越金に98億円を繰り入れるという計画になっております。それによりまして、29年度末見込で財政安定のための繰越金は700億円ということで、収入が約7,000億円の10%程度を繰越金として確保するという形になり、適切な水準であるということでNHKからも説明があったところでございます。

次に、予算に付する総務大臣の意見の案についてご説明させていただきます。

まず、冒頭で総論といたしまして、NHKについて、先ほどご説明しましたようなさまざまな取組、新たな4K・8K、インターネットサービスの推進なども含めて取組を行うこととしており、また、事業収支差金も98億円、それから受信料収入も好調ということを踏まえまして、総合的な評価として、「おおむね妥当なものと認められる」としてございます。

その上で、「ただし」ということで、放送を巡る社会環境は今後大きく変化することが想定されるということで、NHK自身において、「協会の在り方について」、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急に実施することを求める」という点を指摘してございます。この三位一体改革についてはこの後でもまた出てまいりますので、ご説明させていただきたいと思います。

このように、総合的な評価として、「おおむね妥当なものと認められる」とした上で、以下の8項目について、配意すべき事項を記載してございます。

1が国内放送番組の充実、2が国際放送についてでございます。

次に、3の4K・8Kについては、平成30年から開始されるBSの実用放送の早期かつ円滑な普及に向けて、関係者・団体が一体となって国民・視聴者に対して周知・広報等を展開する協議会の立ち上げ準備及び取組、それから諸課題検討会「視聴環境分科会」の議論を踏まえた受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への適切な情報提供などについて先導的役割を果たすことを求めているところでございます。これは新たにBSの左旋を活用するにあたって、受信機についても国民・視聴者への周知が必要になるという観点で、意見として付しているものでございます。続いて、インターネット活用業務につきまして、インターネット活用業務はインターネット同時配信の試験的提供を含めて、その成果を民間放送事業者等の関係者間での共有、それから相互連携に努めることと記載してございます。さらに、災害情報の提供に際してはインターネット同時配信の充実に引き続き努めることを指摘してございます。

続いて、4の経営改革の推進についてでございます。2つ目の丸のところでございますけれども、NHK本体におきまして、1月10日、1月12日ということで、1月10日が横浜放送局における着服の事案でございます。12日が福島局におけるタクシーの不適正な利用の事案でございます。これらはNH

Kが公表しておりますけれども、総務省におきましても、横浜の事案については速やかに行政指導を行い、再発防止策の報告を求めたところでございます。これを受けまして、この大臣意見におきましても早急に適切な再発防止策を講ずることと指摘し、再発防止策については1月末に報告がございましたけれども、今後、NHKにおいてその防止策の実行段階に入っておりますので、その点について指摘したものでございます。

続いて、5の受信料の公平負担に向けた取組については、先ほど予算のポイントでもご説明しました支払率80%を達成できるよう、未契約者・未払者対策を着実に実施することを記述してございます。

続いて、6の放送センター建替につきまして、昨年8月に公表した「基本計画」の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと、また、業者の選定に当たっては客観性・透明性を十分に確保することを指摘してございます。さらに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点、災害時のバックアップということで、機能の地方分散についても積極的に検討することを記述してございます。

その下の7でございますけれども、震災等からの復興についての記載でございます。震災被害の風化を防ぐ観点から、そしてまた、平成28年度におきましては4月に熊本地震が発生いたしましたので、熊本地震等も含めて、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き風評被害払拭への取組や被災地の復興への取組を支援することを記載してございます。

続いて、8は先ほど申し上げました三位一体の改革についてでございます。NHKの在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」について検討する際に以下の点を明確にする必要があるということで、3点を指摘してございます。

まず、①として、インターネット活用業務における将来の環境変化を踏まえ

た公共放送としての先導的役割ということで、ニーズや視聴環境の変化への対応、民間放送事業者等との連携によるコスト低減の検討や技術開発促進、ネット配信における地域性の在り方についてでございます。

それから、②として、動画視聴が可能な機器と伝送路が多様化し、動画配信サービスが普及する中での受信料の在り方については、国民・視聴者の納得感、業務の効率性、利益の国民・視聴者への還元等について、将来の変化に対応できるものにすること。

そして、③として、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革ということで、子会社の業務範囲の適正化、利益剰余金のNHK本体への適正な還元について、取組を加速化し、早急に結論を得ることという、以上が大臣意見として指摘しているところでございます。

駆け足になりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○林委員 ご説明ありがとうございました。インターネット活用業務についてご説明がありましたので、それについて一言、意見を申し述べたいと思います。これを拝見しますと、「民間放送事業者等の関係者間での共有や相互連携に努めること」と、こういう文言が入っております。他方、おとし2月16日に交付された総務大臣の認可書においては、御案内のように、3つの条件が付されております。すなわち、インターネット活用業務の実施に当たっては、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努め、また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること。また試験的提

供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。毎年度の四半期ごとに、インターネット活用業務の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。こういった条件でございます。

その観点からしますと、今回の意見では、民間放送事業者等の関係者間での「共有」とか「相互連携」とかといった文言がありますが、もちろんそれらも非常に重要なお指摘だと思うのですが、それだけではなくて、さきほど述べました総務大臣による実施基準の認可条件にもございますように、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担とその透明性の確保を十分考慮し、民間で既に実施されているような同種サービスとの公正な競争を阻害することのないように、総務省としてもしっかりフォローしていただきたいと思います。というのも、いわゆる俗に言うNHKの肥大化論というのがございますので、俗に言うところのそういった議論にも十分応答できるように、特に、いわゆる二元体制下での公正な競争を阻害することのないように、まずはNHK自身の自主的な取組を踏まえた上で、総務省としてもしっかり注視していただきたいというふうに思っております。

この場を借りて、一言、意見を申し述べました。

○吉田会長　ありがとうございました。

○鈴木放送政策課長　一言申し上げさせていただきます。まさに林先生おっしゃったとおり、平成27年の2月に実施基準認可をする際に、市場の競争を阻害しないことというのを3つの条件のうちの1つとして認可を行ったものでございます。我が国においては、公共放送と民間放送の二元体制のもとで、市場の競争を阻害しないことという考え方は重要でございますので、今回の大臣意見でも新たに、先生に今ご指摘いただいた大臣意見の3のところに、タイトル自体にも「関係者間連携」を追加しました。昨年は「インターネット活用業務

の推進」という形でしたが、今回は「関係者間連携」をタイトルにも明記して強調し、さらに本文の中でも、昨年は「関係者」と記載していたのを「民間放送事業者等の関係者間での共有」と明記したところでございます。

さらに、NHK自身も今、自ら作成した実施基準に基づいて実施計画の策定と公表を行って、その取組について審査評価委員会をつくって、自ら評価を行って、その後の取組に反映しております。その中でも、関係する競争事業者からの意見や苦情があったら、この審査評価委員会の中で取り上げて審議しているところでございます。

総務省でも、この認可の条件、考え方を踏まえて、NHKの取組状況については逐次状況を聴取し、フォローしているところでありますし、まさにご指摘のとおり、NHKには今後とも市場競争への影響を考慮した取組というのが求められると思いますので、総務省といたしましても、今回のこの大臣意見も踏まえまして、適切に、しっかりと確認、フォローしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○林委員 よろしくお願いいいたします。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。ご意見とかご質問等ございますでしょうか。

○松崎委員 「未払者対策を着実に実施すること」という取組課題がありますが、裁判になっているケースがあるというのを耳にしたのですが、その経緯はどのような形になっているのでしょうか。

○鈴木放送政策課長 未払いの方とNHKとの間で、受信料を支払う義務があるかどうかについて訴訟になっておりまして、それは地裁から高裁、さらに現在最高裁の大法廷において審理が開始されるところでございます。その中で、最高裁に上がるということで、憲法に則して、合憲かどうかという観点での議論も含めまして、まだどういった観点で議論が行われるかははっきりとはして

おりませんけれども、最高裁での審理が行われるという状況でございますので、
民民の訴訟でもございますし、判決が出るまでその推移を総務省としても注視
してまいりたいと考えております。

○松崎委員 受信者側の勝訴になると、この取組はどういうことになるのでし
ょう。受信者側が訴えていることが通ると、今の未払者として規定されている
方々が払わないということになるのでしょうか。

○鈴木放送政策課長 ちょっと判決の内容というか、まだ今後のことですし。

○松崎委員 可能性はあり得る？

○鈴木放送政策課長 今の段階では予断を持たずに、推移を注視してまいりた
いと思います。

○松崎委員 衛星放送は見えていないと言っているのに、集金人の方が「このア
パートは見られるようになっているから見ていなくても払ってください」と言
うようなケースは訴訟にはなっていないのでしょうか？

○鈴木放送政策課長 今回の訴訟での論点としては、今おっしゃったような、
B Sの放送が集合住宅でアンテナがついていて、B Sのチューナーも入ったテ
レビもお持ちの場合にケーブルをつなげば見られる、見られないという点が争
点となった訴訟ではないというふうには思っておりますけれども。

○松崎委員 いずれそういう訴訟も出てくるのではないかという気もしますが。
いずれにしても、まだ判決は出ていないのでわからないということですね。

○鈴木放送政策課長 はい。いずれにしても推移を見守ってまいりたいと思い
ます。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

○石黒代理 教えていただきたいのですが、三位一体改革に関して、業務
と受信料のところで、先ほどインターネット同時配信の話が出ていましたけれ

ど、これを突き詰めていくと、誰もテレビを見なくなってしまってどうやって受信料を取るのかという問題がもともとあったと思いますが、そのあたりの議論というのはNHKで議論しているのでしょうか。それとも、NHKで議論していることが総務省にも上がってきて、連携しながら、こういった形で大臣意見を付しながら、どちらかの方向に誘導と言ったら変ですけど、方向としてはこういう感じだというのを総務省として何かお持ちなののでしょうか。

○鈴木放送政策課長 受信料とネット配信との関係ということでございますけれども、これは現行の制度ではテレビ受信機の設置に対して受信料を支払うことということになっていますので、もし仮にテレビを持たずに、ネット配信が始まって、全てのテレビ番組がネット経由で見られるようになって、テレビを持たなくなって、スマホやPC等だけで見るようになると、確かにテレビの設置をしていない方が増えると受信料収入に影響があるという、まさにそのとおりでございます。今後、そういった視聴者の視聴形態、ライフスタイルの変化とか視聴ニーズの変化に受信料の在り方をどのように対応していくかということは大きな課題で、論点になってくるものでございまして、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」が一昨年の11月から立ち上がりまして、昨年の9月に第1次取りまとめを行い、その中で三位一体の改革ということで3点の論点を上げて、昨年の秋以降、第1次取りまとめ以降も議論を続けているところでございます。

その中で、NHKの常時同時配信を制度的に、NHK自身から常時同時配信を行いたいという要望がございましたので、それを受けて、関係者のヒアリングなどを昨年末まで行ってきたところでございますけれども、その中でもやはり、ネット配信をしたときのNHKの受信料はどうあるべきかということは課題の1つになっております。NHK自身が昨年12月にその諸課題検討会のヒアリングの場でNHKとしての考え方を説明した中では、単にスマホやパソコ

ンなどのネット接続機器を持っているだけでは負担を求めないということと、テレビの受信契約済み世帯には追加負担を求めない、そういった考え方は明らかにしておりますけれども、これはNHK自身としての考え方でございます、制度的な検討も必要となりますので、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」で引き続き議論・検討を行っていくことになるものでございます。

ただ、これは制度なので、総務省の諸課題検討会でも検討しますが、NHK自身の問題でもありますので、この大臣意見においては、「協会においても」ということで、NHK自身も三位一体の改革について、実施主体としての立場として、あるいは制度上の要望も含めて検討するようにと求めているところでございます。ちょうど機を一にして、NHK自身も、NHK受信料制度等の検討会という、有識者をメンバーとする検討会を立ち上げるという発表もされていますので、NHKはNHKとして三位一体の改革についての自らの要望、制度的な要望とか、あるいは制度が整った場合の運用上の課題等を検討することになりますし、総務省においても、制度的な面も含め、また、NHKだけではなくて民放事業者さんも含めた関係者のご意見などを踏まえながら、引き続き検討していくということになっていくものでございます。

○石黒代理 これって、海外に先行事例がありますか。

○鈴木放送政策課長 はい。イギリス、フランス、ドイツでもネット同時配信は行われています。イギリスではもう10年近く前からBBCが同時配信を実施しております。ドイツでもフランスでも公共放送が行っておりますし、米国におきましてはむしろ民間放送が強いので、有料の形とか無料の形とか、地域制御をする、しないはありますが、米国においてもテレビ放送番組の同時配信というのは行われ始めているものでございます。そういった海外の事例も諸課題検討の中でも紹介しながら、一方でまた、林先生が先ほどもご指摘いただきましたような民放事業者等の競争を阻害することのないように、二元体制という

ことを踏まえながら、地域での放送への影響ということも踏まえながら、今後さらに検討を続けていくという状況でございます。

○石黒代理 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからも少し質問をさせていただければと思います。基本的にこの大臣意見は非常に適切な意見が盛り込まれていると感じました。具体的には、8つの項目が挙がっているわけですが、その中で、項目2と項目3について少しご質問なりコメントなりさせていただきたいと思います。

まず、項目2の「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化」の件ですけれども、これはたしか、正しく記憶しておりましたら、昨年のNHK予算に対する大臣意見にも同様の意見があったように思います。その中で、2つ目の丸のところに、「世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること」という文言がありますが、もし昨年も同様の指摘がなされていたようでしたら、こういう指摘に対して、この1年間にNHKで具体的にどのように取り組まれて、どこまで進展したのか、すなわち、このような指摘が毎年続きますと、直近の1年間の間に実際どの程度の取組がなされどの程度の成果があったのか、そういうフィードバックのようなものは何かNHKから今回提出された書類の中に含まれているのでしょうか。こういう意見書を出しますと、それに対して、1年後にここまでやりましたよというフィードバックが何らかの形であるといいのにな、とちょっと感じたものですから。1点目はその点を確認させていただければと思います。

それから2点目は、項目3ですけれども、これは先ほどもご説明がありましたように、非常に重要な項目だと思っておりまして、4K・8K放送につきましては、ここに書かれております「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「視

聴環境分科会」でしょうか、ここで随分議論されているように伺っております、その議論を踏まえて、やはり適切な情報提供、これをできる限り速やかにやる必要があるのかなと思っております。あまり悠長なことは言っている余裕もないのかなと思っております、視聴者の方にできるだけ早く正確に理解をしていただいて、積極的に、4K・8K放送に魅力を感じていただけるような形に持って行っていただければありがたいと思います。

それから、その後のインターネット活用業務ですけれども、これは先ほど来幾つか議論がございましたけれども、これは上の項目2の海外への情報発信にも非常に関係があるのではないかなと思っております。海外の方が東京オリンピックも含めましてこれからどんどん日本に来られたときに、海外の方は、まずテレビというよりは、むしろインターネットを活用してこういう放送を見たいというニーズが結構あるのではないかと思います。そういった観点からも、項目2と3が絡んできますけれども、このインターネット活用業務というのは、重要だと思いますので、諸外国に遅れをとらないように、日本としても積極的に進めていただけるとありがたいなと思います。多分そういうところも踏まえてこの書き方になっているかと思いますが、念のためにそのあたりをぜひNHKさんにも積極的に考えていただければと思ひまして、ちょっとコメントさせていただきました。

以上です。

○鈴木放送政策課長　ありがとうございます。

まず、4K・8Kの適切な情報提供につきましては、非常に重要なことと考えておりますので、私どもからもまたNHKに対しても改めて、今日ご指摘、ご意見があったことは申し伝えたいと思います。ありがとうございます。

それから、インターネット活用業務と海外情報の発信と、そこを両方絡めてご指摘いただきましたけれども、確かに「NHKワールドTV」で放送として

海外に情報発信するとともに、今、「NHKワールドTV」の番組内容についてはインターネットでも同時に配信しておりますので、放送で見られる環境がない方も海外において「NHKワールドTV」は見られるようになっていきますし、また、国内でも今、スマホ等で「NHKワールドTV」をご覧いただけるようになっておりますので、海外の在住者だけではなくて、海外からインバウンドで日本に、オリンピック・パラリンピックに向けて今後増加するであろう海外からの観光客等の方々にもご覧いただけるような環境は整ってきております。また、NHK自身も、さらにそのインバウンドの対策として、試行的にはさまざまなそういった海外から来られる方により便利なコンパクトな情報をまとめたポータルサイトなどを立ち上げようというような動きもあるというふうに聞いておりまして、放送とネットをあわせて海外への発信、それから、国内に向けた外国人観光客等の方々への情報の提供という取組もしているというところでございます。

また、国際放送自体でございますけれども、北米とアジアを重点地域として、受信環境の整備ということに取り組んでいるところでございます。その中で、指標として、認知度の調査などもNHK自身でも行ったり、また、受信環境がどれぐらい整ったかということで、北米、アジアを中心に取組は進めているところでございますけれども、今、資料、あるいはNHKからのこれまでの説明の中で具体的な数字はちょっと持ち合わせていませんので、またご報告はさせていただきたいと思います。別途、資料としてお届けさせていただきたいと思います。

○吉田会長　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。ほかに特によろしいでしょうか。

それでは、幾つかいろいろとご意見をいただきましたが、基本的にこの内容について変更を要するようなものではなかったと理解しておりますので、諮問

第3号につきましては、諮問のとおり意見を付すことが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決することといたします。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は、平成29年3月8日水曜日15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。